

(別紙)

成果の説明書

(氏名) 谷口 聡	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>私の研究教育の分野は法律学の中における民法である。特に、過去の論文業績が多い領域として、損害賠償に関する研究がある。さらに、その中で、私は「被害者の素因」という問題について研究を重ねてきた。民法 709 条や 722 条 2 項などが主に条文としては問題となる論点である。2012 年度（平成 24 年度）の主な研究は、そのテーマの延長線上にあるものであった。以下、①端的に「被害者の素因」とはどのような法的問題であるのか、②2011 年度の研究成果発表を 2012 年度発行の大学紀要に記載したこと、③2012 年度最も時間を費やした研究内容について順に説明する。</p> <p>①いわゆる「被害者の素因」という問題は、次のような事例を考えると理解しやすい。交通事故において、加害者 A の運転する自動車と非常に軽微な接触をした被害者（歩行者）B は足首を捻挫した（全治 1 週間）。これに対して、まったくもって加害者 C による同様の事故に遭った被害者 C は骨粗鬆症という「素因」を有していたため、足首を複雑骨折し、全治 1 年の大怪我を負った。この場合、加害者 A と加害者 C がそれぞれの被害者に賠償しなければならない金額は同額であろうかという問題である。最高裁判所は心因的素因について昭和 63 年に、被害者の疾病について平成 4 年にその事情を斟酌して賠償額を減額することもできるという判決を下した。学説は、そのような判例に対して批判的なものも少なくない。といった問題となっている。</p> <p>②私は、2011 年度において、高崎経済大学特別研究助成金を受けて、ドイツの損害賠償法における「被害者の素因」の問題について学説・判例を調査した。もとより、この分野の研究は、我が国においてもかなり進められてきたものであったものの、ドイツ民法は 2002 年に大改正されており、その後の判例・学説の展開がどのようになっているかについては、十分な検討はなされていなかったものと思われる。そして、この助成を受けた研究の成果を 2012 年 6 月発行の高崎経済大学論集 55 巻 1 号に「ドイツ損害賠償法における素因に関する一考察」という題で掲載した。</p> <p>③その後、「被害者の素因」に関する研究を深める目的で、「素因」が公害事例において、どのように法的に処理され解決が図られているかについて、主に判例を中心に分析を行ってきた。公害といっても様々なものがあり、また、議論や文献も幅が広いので、法的観点から、大気汚染公害訴訟に限定した分析を行った。公害訴訟で特に問題となるのが、「特異性疾患」と「非特性疾患」というものである。前者はその公害の有害物質などにより固有に引き起こされる疾患であり、後者は公害によって固有には引き起こされない疾患である。大気汚染公害であるなら、喘息や気管支炎などの疾病が非特異性疾患ということになる。このような非特異性疾患が争点となる訴訟においては、その疾患に対して被害者自身の「素因」が寄与したのではないかと、そして、そうであるなら、賠償額を減額してもよいのではないかとという議論が起こるのである。そのような議論の中において、実際の裁判例はその問題についてどのように判決を下してきたのか、検討した。検討した判例は、四日市ぜんそく訴訟、関西多奈川火力発電所訴訟、千葉川鉄訴訟、倉敷訴訟、大阪西淀川訴訟、川崎訴訟、尼崎訴訟、名古屋南部訴訟、東京大気汚染訴訟の 9</p>	

件である。この研究の成果は、論文にまとめて、原稿とした。成果の発表自体は、翌年度（2013年度）になる予定であるが、高崎経済大学論集 56 巻 1 号以降に寄稿した。

私の研究における今後の展望について。「被害者の素因」の問題は今後も研究を深めていきたいと考えている。と同時に、これは、大学院在籍当初から取り組んできた問題でもあり、自らの研究テーマの 1 つとすることは今後も変わらないが、民法の契約法の領域に関しても研究していきたいと考えている。その点に関しては、後葉記載の研究などについて参照していただきたい。（以上）

2 その他の事項

私は、法律行為研究会（椿寿夫大宮法科大学院大学名誉教授、伊藤進明治大学名誉教授主宰）に所属している。この研究会における昨年度までの研究テーマは「非典型契約に関する総合的検討」であった。民法典においては、贈与、売買などを筆頭に 13 種類の契約類型についての規定が存在するが、社会における契約類型は多様なものであり、民法典に規定のない契約類型（非典型契約）も多数存在する。そのような非典型契約の研究を進めるのが、同研究会の昨年までの活動であった。その中で、私は、「派遣労働契約」という契約類型について担当し、研究会報告を数回行った。派遣労働契約とえばいわゆる社会法たる労働法の分野の研究なのではないかと思われるが、現行民法典においても、「雇傭契約」という契約類型の規定が存在している（民法 623 条以下）。もちろん様々な議論はあるものの、一つの観点として、このような民法契約類型としての雇用契約との関わりから派遣労働契約という契約類型を考察してみることもよいのではなかと思われる。同研究会のテーマは昨年中にはほかに移行したが、上述のような視点で、何らかの研究成果をあげられないか今後検討してみたいと考えている。（以上）